

1 会議開催について

- 任期は、市制施行50周年記念誌の基本方針を協議し、その結果を市長に報告する日までとする。
- 概ね3回の開催とし、1回の会議について概ね2時間とする。

2 会議の記録について

- 会議の記録は「要点記録」とする。なお、会議記録（要点記録）は、無記名とする。
- 確認については、原則、次回会議の前までに各委員へ送付し、次回会議において了承を得るものとする。

3 会議及び会議資料等の公開について

- 会議については、多摩市自治基本条例及び多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則に基づき、原則として公開するものとする。
- 会議の開催予定については、日程、場所、公開などの情報を可能な限り、たま広報・多摩市公式ホームページ等で周知を図るものとする。
- 議事録（要点記録）及び会議資料は、原則として会議終了後、市役所行政資料室等及び公式ホームページにおいて公開するものとする。

4 傍聴者への対応について

- 傍聴者へは、委員と同様の会議資料を配付し、会議終了後に回収するものとする。
- 傍聴者から、会議の録音及び写真撮影（ビデオ撮影を含む）の申し出があった場合は、委員長の許可を得ることとする。
- 傍聴者からの発言は、原則認めない。但し、委員会終了後、感想等についてアンケートを行うものとする（裏面参照）。
- 傍聴者の提案については、文書にて委員長が受け付ける。その取り扱いについては、委員長が決定する。

5 市長への報告について

- 委員個人の意見ではなく、委員会としての協議結果をまとめ報告するものとする。

6 その他

- 上記以外に、委員会の運営で必要な事項が生じた場合は、委員長が委員会で協議する。

